

2 陳情第 9 号

2 陳情第 9 号	子供の今と将来を守るため、児童の権利に関する条約を促進する法整備と支援を求める陳情
付託委員会	文教子ども家庭委員会
受理及び付託年月日	令和 2 年 8 月 2 7 日受理、令和 2 年 9 月 1 6 日付託
陳情者	新宿区新宿 _____ _____ 外 1 名

( 要 旨 )

- 1 子供達への児童虐待及び人権侵害を防止するために、子供に害を与えると客観的に判断できる実績がある場合を除き、離婚後も実効性のある共同養育、共同親権及び面会交流が可能となるよう速やかに運用・法整備を講じるよう国の関係機関に意見書を提出してください。
- 2 新宿区において、他自治体の取り組みを参考に、別居・離婚後の面会交流に対する公的支援策の実施と相談体制の整備を行ってください。
- 3 人口に占める外国人の割合が 10.9%に上る新宿区として、子の連れ去りの当事者ではなく、国際結婚をして幸せに暮らしている日本人が、子の連れ去り親と同一視されることなく、幸せな区民生活を送れる社会作りを行ってください。

( 理 由 )

- 1 我が国は、「児童の権利に関する条約」(以下、児童の権利条約とする)を 1994 年に批准しています。しかし、国内では児童の権利条約に反する出来事が多く、子供が不遇な環境に置かれています。

児童の権利条約第 9 条第 3 項では、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」とあり、親子不分離の原則が明示されています。

2014 年には、ハーグ条約も批准しており、「条約の署名国は、子の監護に関する事項において子の利益が最も重要であることを深く確信し、不法な連れ去り又は留置によって生ずる有害な影響から子を国際的に保護すること並びに子が常居所を有していた国への当該子の迅速な返還を確保する手続及び接触の権利の保護を確保する手続を定めることを希望し、このための条約を締結することを決定して、次のとおり協定した。」とあり、国際間の子供の連れ去りは禁止されましたが、一方、国内での子供の連れ去りはいまだ容認されています。

国内においては、民法が 2011 年に改正され、同 766 条「父母が協議上の離婚

をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項はその協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と、初めて共同養育・面会交流・養育費に関して、明記されました。しかしながら現行法制では、離婚届出において、養育計画を取り決めずとも受理され、同居する親の自己都合により連れ去られた親との親子関係が不当に断絶させられ、面会交流の拡充が遅々として進んでいません。

児童の権利条約第 9 条を厳守する制度がないために、離婚後の親子断絶、実子誘拐が後を絶たず、「片親引き離し症候群（かたおやひきはなししょうこうぐん、英：Parental Alienation Syndrome、略称PAS）」に苦しむ子供が後を絶ちません。これらは児童の権利条約第 10 条の『家族の再統合に対する配慮』、第 11 条の『児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去』にも関係し国際問題化しています。

片親引き離し症候群は片親疎外とも呼ばれ、世界保健機関（WHO）が発表した国際疾病分類（ICD-11）では疾病と扱われており、厚生労働省は日本での ICD-11 の適用を進めております。つまり、片親疎外の子供は病気であり、子供への唯一の特効薬は引き離された親との絆と考えます。

日本での子供の人権不遵守は、アメリカ、フランス、ドイツを始め主要各国からは正勧告が出されています。直近では 2020 年 7 月 8 日、欧州連合（EU）欧州議会本会議は、日本での「親の子供連れ去り」の禁止を要請する対日決議を出しました。2020 年 8 月 11 日、2 名の米国上院議員は、アメリカ合衆国駐箚特命全権大使に、子供の返還を求める書面を提出するなど、国内で報道されておりましたが、世界各国で日本人による親子断絶の現状を非難する動きが活発化しております。自民党も、「司法制度調査会 2020 提言」にて、本件の問題性を認識しております。

また、児童の権利条約第 19 条に反する実親、実親の恋人からの児童虐待も近年増加しています。断絶された側の実親は子供を助けることができません。児童相談所、警察署、家庭裁判所が本問題を正當に取り扱うことはありません。

別居親も子供の成長にかかわっていくことで、離婚後の子供の精神的負担を和らげ、子供の心の支えとなることに鑑み、離婚後も実効性のある共同養育、共同親権及び面会交流が可能となるよう速やかに運用・法整備を講じるよう国の関係機関に意見書を提出してください。

- 2 法務省、特に現法務大臣は、養育費不払い問題には積極的に取り組み、T w i t t e r 等で公表しております。子供と離れて暮らす親から、養育費の回収だけを代行する事業もできております。一方、1 で述べたように、子の連れ去りや片親疎外の被害、国際社会からの指摘や非難に対しては、従来問題視されてはいますが、なぜか直接的な取り組みがありません。

民法の 766 条の改正により、父母が離婚する時は養育費及び面会交流の取り決めが必要となっていますが、子を引き取った、連れ去った親の都合により、子供と会えなくなった親、親と会えなくなった子供が数多くおります。

離れて暮らす親と子供との面会交流について、家庭裁判所での調停や審判では、何十年も前の取り決めの事例が基準になっており、月に 1 回 2 時間などと言う親子の交

流と呼べないものになることが多いです。令和元年11月27日衆議院法務委員会にて、手嶋最高裁判所事務総局家庭局長は、「これらの審判及び調停で面会交流の回数を具体的に定めたものの内訳につきまして、平成30年で申しますと、1回以上の定めのもものが約61.5%、そのほかに、月2回以上の定めのもものが約12.9%、週1回以上の定めのもものが約2.3%となっております。」と答弁しています。なお、刑務所での受刑者との面会の頻度について、明確なルールはないまでも月2～7回が一般的と聞きます。親と子の面会交流の頻度は、受刑者との面会の頻度よりも明らかに低く、極めて異常です。

地方行政において、家庭裁判所の運用を変える事は難しいと考えられますが、裁判外紛争解決手続(ADR)などの拡充や地方行政で面会交流を促進する仕組み等を作ることにより、出来るだけ多くの時間、親と子との交流を出来るようになれば、養育費の支払い率の向上にも繋がるのが期待できます。養育費不払い問題の一因は、親子の断絶を促進するような運用をしている司法や裁判所とも言えますので、新宿区の条例などにより、面会交流が人間同士の交流と言える時間になることを望みます。新宿区において、離婚時に面会交流と養育費の取り決めが義務化されれば、子の福祉に繋がる。実際は法律改正を必要としますが、地方から遵守していく事が国全体に広がると考えます。

面会交流では、親子がどこで会うかが論点の一つになります。新宿区のホームページの施設案内には、非常に多くの面会交流にも適した施設があります。新宿区で上記が実現し、面会交流が促進されれば、利用者も増えるため、新宿区にとっても大きなメリットがあると考えます。

これらを始め、日本国内では様々なところで子供の権利が守られているとは言えず、不遇な状況に身を置く子供達が沢山おります。訪日外国人にとって上位の観光スポットである新宿区、全人口に占める外国人の割合が10.9%に上る新宿区として、主要各国から日本への本件の非難が強まる前に、他自治体の取り組みを参考に、別居・離婚後の面会交流に対する公的支援策の実施と相談体制の整備を行ってください。

- 3 令和元年3月21日、フランスで、日本人による「子供連れ去り」のドキュメンタリーが放映されました。そこには、日本人女性と国際結婚をしたが、離婚後から子供と会えない状態が続き、日本の家族の家にテレビカメラと共に強引に乗り込んで面会を求め、「子供を連れ去られた」、「誘拐だ」、「外国人だから拒否するのだ」と語り、泣き崩れるフランス人男性たちの姿が映し出されました。このドキュメンタリーが放映されたことを受けて、フランスは日本人女性を危険視しております。フランス大使館のウェブサイトには、日本人女性と結婚する際の警告文を載せております。

子の連れ去りの当事者ではなく、国際結婚をして幸せに暮らしている日本人が、子の連れ去り親と同一視されることなく、幸せな区民生活を送れる社会作りをお願いいたします。